

「建築物木材利用促進協定」締結のお知らせ

新中村化学工業株式会社は、2026年3月9日、脱炭素社会の実現および国内の森林資源の循環利用を目的として、「建築物木材利用促進協定」を和歌山県と締結いたしました。

■建築物木材利用促進協定とは？

本協定は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市の木造化推進法）」に基づき、建築主などの民間事業者が国や自治体と連携し、建築物への木材利用を積極的に進めるための制度です。これまでは公共建築物が中心であった木材利用の促進が、本制度によって民間建築物へと拡大されています。

■締結の背景と目的

当社は、化学メーカーとして持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しております。今回の協定締結を通じて、自社施設の整備や環境構築において紀州材を活用し、以下の目標達成に寄与してまいります。

- ・脱炭素社会（カーボンニュートラル）への貢献：木材による炭素貯蔵効果の活用
- ・森林資源の循環利用：適切な木材利用による国内林業の活性化
- ・SDGsの推進：持続可能なまちづくりと環境保全の両立

新中村化学工業は、これからも事業活動を通じて、地球環境に優しい未来の創造に努めてまいります。



■和歌山県ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kisyuzai/kyoutei.html>

■県政ニュース（3月11日掲載）

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/news/kensei/month.php?mode=def&mon=now>